

審 第 6 1 1 号
答 申 第 2 6 9 号
令和3年5月31日

千葉県知事 熊谷 俊人 様

千葉県個人情報保護審議会
会 長 土 屋 俊

審査請求に対する裁決について（答申）

平成30年8月30日付け審第〇〇号－〇〇による下記の諮問について、別紙
のとおり答申します。

記

諮問第239号

平成30年8月13日付けで審査請求人から提起された、平成30年7月2日
付け審第〇〇号－〇〇で行った自己情報開示決定及び同日付け審第〇〇号－〇〇
で行った自己情報不開示決定に係る審査請求に対する裁決について

答 申

1 審議会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）が平成30年7月2日付け審第〇〇号－〇〇で行った自己情報開示決定（以下「本件決定1」という。）及び同日付け審第〇〇号－〇〇で行った自己情報不開示決定（以下「本件決定2」といい、本件決定1と併せて「本件決定」という。）について、千葉県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）は、次のとおり判断する。

- （1）実施機関は、本件決定2で不開示とした個人情報のうち、別表の番号2に掲げる行政文書に記録された個人情報を開示すべきである。
- （2）実施機関は、本件決定で特定した個人情報以外に、千葉県情報公開審査会（以下「審査会」という。）を開催する際に作成する行政文書、審査会の会議録、諮問事案の各部会への割りに係る行政文書及び審査会が実施機関に対して行った調査に係る行政文書に記録された個人情報を特定し、開示決定等を行うべきである。

2 審査請求の経緯

- （1）審査請求人は、平成30年6月19日付けで、実施機関に対し、千葉県個人情報保護条例（平成5年千葉県条例第1号。以下「条例」という。）第16条第1項の規定により、「私が行政不服審査請求した千葉県情報公開審査会諮問第〇〇号の件で、取得・作成された文書及び電磁的記録一切。ただし、私が以前に開示請求して開示実施を受けたものを全て除く。少なくとも、〇〇センター、審査情報課は担当課にお含め下さい。」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- （2）実施機関は、本件開示請求に対し、「異議申立てに対する決定について（答申）諮問第〇〇号」（以下「本件文書1」という。）及び「千葉県情報公開審査会における検討資料 平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号及び同日付け〇〇第〇〇号に対する平成〇〇年〇〇月〇〇日付け異議申立てに係る分（諮問第〇〇号）」（以下「本件文書2」といい、本件文書1と併せて「本件文書」という。）に記録された個人情報を特定し、本件決定を行った。
- （3）審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第2条の規定により、実施機関に対し、平成30年8月13日付けで審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- （4）実施機関は、本件審査請求を受けて、条例第47条第1項の規定により平成30年8月30日付け審第〇〇号－〇〇で審議会に諮問した。

(5) なお、本件開示請求の内容の中で記載されている審査会諮問第〇〇号(以下「本件対象事案」という。)の事案の経緯は、以下のとおりである。

ア 審査請求人は、平成〇〇年〇〇月〇〇日付けで、実施機関に対し、千葉県情報公開条例(平成12年千葉県条例第65号。平成28年千葉県条例第15号による改正前のもの。)(以下「平成28年改正前公開条例」という。)第5条の規定により「〇〇」を内容とする行政文書開示請求(以下「本件行政文書開示請求」という。)を行い、実施機関は平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で行政文書不開示決定を、同日付け〇〇第〇〇号で行政文書部分開示決定を行った。

イ 審査請求人は、実施機関に対し、平成〇〇年〇〇月〇〇日付けで異議申立てを行い、当該異議申立てを受けて実施機関は、平成28年改正前公開条例第20条第1項の規定により、平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で審査会に諮問した。

ウ 審査会は、当該諮問を審査会諮問第〇〇号として平成〇〇年〇〇月〇〇日付けで収受し、平成〇〇年〇〇月〇〇日付けで答申を行った。

3 審査請求人の主張要旨

(1) 審査請求人は、審査請求書において、おおむね以下のとおり主張している。

ア 本件審査請求の趣旨

本件決定を取り消して、さらに請求対象文書を特定したうえで、請求した情報は全て開示するとの裁決を求める。

裁量的開示を実施することを求める。

自己情報開示決定通知書にも、教示文を付することを求める。

イ 本件審査請求の理由

(ア) 文書探索が不十分、又は対象文書を情報公開の適用除外か解釈上の不存在と判断することが違法である。

(イ) 不開示部分はいずれも、条例第17条のいずれの号にも該当しないか、たとえ2号、3号に該当しても、開示を定めた同号ただし書き全てに該当する。

(ウ) 不開示部分は、いずれも条例第19条に該当する。

(エ) 全部開示の場合に教示文を付さないことは、全部開示の場合でも文書の特定等で争うことができるため、条例等の精神に違反する。

(2) また、審査請求人は、反論書において、おおむね以下のとおり主張している。

ア 文書の特定

(ア) 慣例法上、情報公開の実施機関は、一般に、文書の特定で争われた審査請求の後で、再度、文書を探索するものである。慣例に従って、

再度の探索をすべきである。

- (イ) 少なくとも、議事内容、録音音声データ、審議において使用された文書、審議に参加した職員を呼んだ文書やその出席調整に関する文書やそれらに関連する文書等を特定すべきである。
- (ウ) 実施機関は全部開示の場合には「そもそも審査請求人との関係で違法又は不当となるものではない」などと主張するが、文書の特定について争える以上、全部開示であっても、そもそも審査請求人との関係で違法又は不当となることがあるものであり、このような弁明は控えるべきである。

イ 第6号該当性

- (ア) 非公開会議で使用する情報であるから不開示とするのは、条例1条、3条の規定及び同条例全体の精神にも違反するものである。

審議過程の情報であることを以て、未成熟な情報であるとか、これを開示すると開示を受けた者が誤解や無用な疑いを抱くとか、検討資料を開示したら公正中立な審議が実現できなくなるということとはできない。

- (イ) 千葉県における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに千葉県の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるようにするという公文書管理の精神からしても、審査請求人が行政不服審査に係る意思形成過程の文書の開示を受けたとしても、到底、審査会の今後の調査審議の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは言えない。

- (ウ) 実施機関は、「その記載内容を捉えて、最終的な答申と比較する」、「調査審議が十分に尽くされていないといった誤解をする」、「審議会の答申の公正さや客観性について無用な疑いを招く」などと主張するが、開示文書を見た者が様々な所感を抱くことは当然のことであり、開示文書の記載情報を知った主権者の見解は、誤解ではない。

開示請求者が不服審査を有効に監視し、答申の公正さや客観性を担保するためには、すでに入手している答申書と開示文書とを比較するのは当然の権利であり、無用な疑いではなく、審査会の公正中立性を追求するためにも、条例第17条第6号該当性は限定的に解釈すべきである。

- (エ) 検討資料が開示となることで、今後の審議において自由闊達な発言を躊躇するようになることは、法第1条1項の規定にも違反するため、万一、そのような人物が委員になっているのであれば行政不服審査会委員として著しく不適切である。

他の自治体においては、本件文書に相当する文書も、相当程度開示になっているが、実施機関の表明するおそれは現実のものとはなっていない。

いない。

したがって、当該情報はむしろ開示することにより当該事務又は事業の適正な遂行に資する情報であって、条例第17条第6号には該当しない。

ウ 裁量的開示

条例第19条による裁量的開示を実施しないことは、裁量権の範囲の逸脱又はその濫用がある。よって、同条による裁量的開示を実施すべきである。

また、情報公開においては、公益上の理由による裁量的開示を求めることができるのに、個人情報開示においては、裁量的開示を求めることができないとする理由はない。

また、審査請求人は、本件に限らず、条例第19条による裁量的開示を求めているが、これらを一定の作為として法の許容しない審査請求であり、不適法却下を免れないということにはなっていない。

エ 教示文の不備

文書の特定について審査請求及び情報公開訴訟の対象となるにもかかわらず、教示文を付さなかったことは、審査請求書記載の法規のみならず、法の精神等に違反するため、取り消しを免れないものである。また、不開示部分がなくとも文書の特定について争うことができる以上、全部開示の場合にも審査請求及び情報公開訴訟をすることができる旨を当然に教示すべきである。教示文がなければ不適法な処分となることは、全部開示の場合も一部又は全部が不開示の場合も変わらないのである。ゆえに、教示文の不備は当然に審査請求の理由になるものであり、そのような不備を書式上で定められてしまっている現状を改めるべきである。

4 実施機関の弁明要旨

実施機関は、弁明書において、おおむね以下のとおり主張している。

(1) 弁明の趣旨

本件審査請求のうち、本件決定の取り消しを求める請求についてはこれを棄却し、また、裁量的開示及び教示文を付すことを求める請求については、これらを却下するのが相当である。

(2) 却下を求める弁明の理由

審査請求人は、本件審査請求で実施機関に裁量的開示を求めること及び教示を付すよう求めているが、このような一定の作為を求めることは、法の許容しない審査請求であり、不適法であるから却下を免れない。

(3) 本件文書の特定及び本件決定について

ア 本件開示請求は、審査会が作成又は取得した行政文書に係る自己情報の開示を請求したものであるが、審査請求人が実施機関にこれを請求し

ていることから、実施機関が審査会での事務処理に関し、作成又は取得した行政文書に係る自己情報の開示を請求するものであると解して、請求に係る個人情報記録された行政文書として、本件決定1においては本件文書1のとおり、本件決定2においては本件文書2のとおり特定した。

なお、本件開示請求の記載から、審査請求人が以前に開示請求を行った際に開示決定等を行った文書については、本件開示請求の対象文書として特定していない。

イ 実施機関は、本件文書1については条例第17条で規定する不開示情報に該当する情報はないとして、本件文書2については同条第6号の不開示情報に該当する情報が存在するとして、本件決定を行った。

(4) 決定の理由

ア 審査会における諮問案件の処理について

審査請求人が本件開示請求において求める自己情報は、自己の異議申立て案件に係る文書であり、当該案件については、平成28年改正前公開条例に基づく審査会における諮問案件の処理に係るものであるため、事務処理の流れについて、まず説明する。

実施機関は、開示決定等について開示請求者等から不服申立てがあったときは、平成28年改正前公開条例第20条第1項の規定により、速やかに審査会に諮問しなければならないとされている。そして、諮問を受けた審査会は、必要があると認めるときは、平成28年改正前公開条例第23条第1項の規定により、諮問をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）に開示決定等に係る行政文書の提示を求めることができる。また、審査会は、同条第4項及び千葉県情報公開審査会部会設置及び議事運営に関する要領（昭和63年11月7日制定。平成28年3月25日改正前のもの。以下「改正前要領」という。）第6条の規定により、諮問実施機関に開示決定等の理由を説明する書面（以下「理由説明書」という。）の提出を求めるものとされている。

そして、審査会は、平成28年改正前公開条例第23条第5項及び改正前要領第7条第1項の規定により、理由説明書の写しを不服申立人及び参加人に対し送付するとともに、意見書の提出を求めるものとされており、改正前要領第7条第2項の規定により、意見書の写しを不服申立人、参加人又は諮問実施機関（当該意見書を提出したものを除く。）に送付するものとされている。

こうした事務処理を経て、審査会は、これらの行政文書、意見書及び論点整理資料等を基に、諮問実施機関の決定の妥当性について判断し、答申することになる。

イ 本件決定について

(ア) 本件決定 1 について

本件決定 1 は、本件開示請求の対象となる自己情報を全て開示するとしたものであるから、そもそも審査請求人との関係で違法又は不当となるものではないが、審査請求人は文書の特定が不十分である旨主張するので、この点についての弁明は後述する。

(イ) 本件決定 2 について

本件決定 2 では、審査会が審議を円滑に進めるために作成した検討資料である本件文書 2 を不開示とした。

本件文書 2 は、審査会が行う調査審議において、論点を整理するために用いる論点整理資料、答申案等で構成されている。

審査会では、自由かつ達な議論の後、審査会の判断として、答申を行うことになるが、本件文書 2 は、審議の過程において使用する検討用の資料であり、記載の内容も審議の過程における未成熟な内容であるため、それを明らかにした場合、開示を受けた者がその記載内容を捉えて、最終的な答申と比較するなどして、調査審議が十分に尽くされていないといった誤解をするおそれがあるなど、審査会の答申の公正さや客観性について無用な疑いを招くおそれがある。

これに加えて、審査会において公正中立的な審議が実現されるためには、自由かつ達な議論が必要不可欠であり、審査会における調査審議のために収集又は作成された資料を公にすると、審査会での審議の過程においてどのような論点についてどのような議論がされ、どのような結論の方向付けがされたかが明らかになり、今後審査会における審議の際には、自由かつ達な発言を躊躇し、公になることを前提とした資料の収集又は作成を行うおそれがある。

こうしたことから、本件文書 2 については、公にすることにより、審査会における今後の調査審議の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため、条例第 17 条第 6 号柱書の規定により不開示情報に該当する。

(5) 本件決定の妥当性について

ア 対象文書の特定について

請求人は、前記 3 (1) イ (ア) のとおり、対象文書の特定が不十分である旨を主張しているものと解される。

しかし、審査会における事務処理については、前記 (4) アのとおりであり、こうした事務処理の過程で作成又は取得する行政文書は、本件決定で特定したもの、諮問実施機関に理由説明書の提出を求める起案文書の「理由説明書の提出について (依頼) (諮問第〇〇号)」、諮問実施機関から提出された理由説明書を不服申立人に送付し、意見書の提出を求める起案文書の「理由説明書の送付及びこれに対する意見書の提出依

頼について（諮問第〇〇号）」及び不服申立人から提出された意見書を諮問実施機関に送付する起案文書の「理由説明書に対する意見書の提出及び送付について（諮問第〇〇号）」が存在する。

このうち、本件決定で特定した文書以外は、平成〇〇年〇〇月〇〇日付けの審査請求人からの開示請求により既に開示決定等を行っており、開示請求書の記載から本件開示請求に係る対象文書に該当しないものといえることから、文書の特定が不十分であるなどということはない。

したがって、審査請求人の対象文書の特定が不十分であるという主張には理由がない。

イ 不開示情報該当性について

審査請求人は、前記 3（1）イ（イ）のとおり、不開示部分について条例上不開示とする根拠がないと主張していると解されるので、以下、不開示情報該当性について説明する。

前記（4）イ（イ）のとおり、本件文書 2 は、公にすることにより、審査会における今後の調査審議の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため、条例第 17 条第 6 号柱書の規定により不開示情報に該当する。

したがって、本件文書 2 を不開示としたことは、違法又は不当ではない。

（6）結論

以上のとおり、実施機関が行った本件決定はいずれも違法又は不当ではない。

5 審議会の判断

（1）本件開示請求の内容及び本件決定について

ア 自己情報開示請求書に記載された内容から、本件開示請求は、本件対象事案について審査会が取得又は作成した行政文書に記録された個人情報のうち、審査請求人が過去に開示請求して開示を受けたものを除いたものの開示を求めるものであると認められる。

イ 実施機関は、本件開示請求に対して、前記 4（5）アのとおり、本件対象事案に関連して取得又は作成した行政文書に記録された審査請求人の個人情報のうち、平成〇〇年〇〇月〇〇日付けで審査請求人が行った開示請求に対する開示決定等において特定した個人情報を除くものとして、本件文書に記録された個人情報を特定し、本件決定を行った。

（2）本件文書の特定について

一般的に、行政文書開示決定等に対して審査請求がなされた場合、実施機関は審査会に対して諮問を行うこととなるが、その際の事務処理の流れについては、実施機関が説明するとおり、前記 4（4）アのとおりである。

そして、審査会では提出された書面を基に決定の妥当性等について審議し、諮問実施機関に対して答申を行うこととなる。

審査請求人は、前記 3 (1) イ (ア) 及び (2) アのとおり、行政文書の探索が不十分であると主張し、また、存在する可能性のある行政文書等を例示しているので、以下、検討する。

ア 音声データについて

審査請求人は、録音音声データが存在すると主張しているので、以下、検討する。

(ア) 条例第 2 条第 5 号は、行政文書を「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。」と定義しているが、例外として、同号ただし書ハにより、「文書又は図画の作成の補助に用いるため一時的に作成した電磁的記録であって、規則で定めるもの」を行政文書から除いている。

(イ) そして、千葉県個人情報保護条例第 2 条第 3 号の記述等並びに同条第 5 号ロの施設及び同号ハの電磁的記録を定める規則（平成 17 年千葉県規則第 64 号。以下「電磁的記録規則」という。）第 4 条は、条例第 2 条第 5 号ハに規定する規則で定める電磁的記録として、第 1 号に「会議その他これに類するものの記録を作成するために録音等をした録音テープ等の電磁的記録」を掲げている。

(ウ) 審査会の事務局では、審査会における事案の審議に際し、その都度、音声の録音を行っているが、これは、審査会の事務局職員が会議録を作成したり、次回の審議における参考資料を作成したりする等のために行っているものであるから、審査会の音声データは、電磁的記録規則第 4 条第 1 号で規定する電磁的記録に該当し、行政文書から除かれると認められるので、実施機関が当該音声データについて特定しなかったことは妥当である。

(エ) また、審議会の事務局職員をして、実施機関に確認させたところ、当該音声データについては、答申の作成後は廃棄していたことを確認した。

イ 審議に参加した職員等と呼んだ行政文書等

審査請求人は、審議に参加した職員と呼んだ文書やその出席調整に関する行政文書及び審査会の議事内容に関する行政文書が存在すると主張しているので、以下、検討する。

(ア) 審議に参加する職員等としては、審査会が異議申立事案の審議を行う際における審査会の委員及び事務局職員や、平成 28 年改正前公開条例第 23 条第 4 項の規定により審査会が意見を聴く場合の不服申立人、参加人又は諮問実施機関の職員（以下「不服申立人等」という。）

が想定される。

(イ) 審議会の事務局職員をして実施機関に確認させたところ、本件対象事案においては、不服申立人等を審査会に招集した事実はなく、出席調整の行政文書が存在しないことに不自然、不合理な点は認められない。

(ウ) しかしながら、審査会の開催に当たっては、審査会の部会長から各委員宛てに開催日時、場所、議題等について通知する行政文書（以下「開催通知」という。）が送付されているとのことであった。

(エ) また、審査会で調査審議を行う際、改正前要領第15条の規定により、審査会及び各部会は、会議の日時、出席者の氏名、会議に付した事案の件名、議事の概要、その他必要な事項を記載した会議録を作成することとされている。

(オ) 以上を踏まえ、以下に、開催通知及び会議録の特定の要否について検討する。

a 実施機関が、開催通知及び会議録を特定しなかった理由について審議会の事務局職員をして実施機関に確認させたところ、開催通知には、開催日時、場所、議題等が、会議録には、審査会の名称、開催日時、場所、出席者の氏名、事案の件名、議事の概要等が記載されているが、どちらの行政文書にも審査請求人の氏名の記載はなかったため、審査請求人の個人情報が含まれていないと判断したとのことであった。

b 条例第2条第1号の規定で定義される個人情報とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）である。

c 開催通知に記載されている「議題」及び会議録に記載されている「会議に付した事案の件名及び議事の概要」には、審査請求人が本件行政文書開示請求を行った際に、開示請求書に記載した開示請求する行政文書の内容を要約したもの及び当該請求に対する実施機関の決定の種別並びに諮問番号が記載されている。

d これらの情報は、実施機関が本件決定で特定した行政文書中に記載されていることが認められ、条例第2条第1号の規定に照らせば、個人情報とは、他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含むのであるから、前記cの情報は、条例で定義する審査請求人の個人情報であると認

められる。

- e したがって、開催通知及び会議録を特定しなかった実施機関の判断には誤りがあるので、当該行政文書に記録された個人情報特定し、改めて開示決定等を行うべきである。

ウ 審議において使用された行政文書

審査請求人が主張する、審議において使用された行政文書とは、審査会が事案を検討する際に使用する行政文書であって、実施機関が本件決定2により特定した本件文書2が該当すると思料されるが、本件文書2に記録された個人情報の不開示情報該当性については、別途検討する。

エ その他の行政文書について

- (ア) 審査請求人が例示した行政文書については前記アからウまでのとおりであるが、前記イ（オ）dの判断を基に、審議会の事務局職員をして、改めて実施機関にその保有する個人情報について探索を行わせたところ、本件対象事案については、改正前要領第3条に規定する諮問事案の審査会の第2部会への割りに係る行政文書中に、他の情報と照合することにより審査請求人を識別できる情報である、諮問番号等が含まれていることが確認された。
 - (イ) また、本件対象事案の調査審議に伴い、審査会により、実施機関に対して、千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。平成30年千葉県条例第6号による改正前のもの。）第23条第4項の規定による調査が行われたが、その調査依頼に係るその際に取得又は作成された行政文書中に、他の情報と照合することにより審査請求人を識別できる情報である、諮問書の文書番号等が含まれていることが確認された。
 - (ウ) したがって、諮問事案の各部会への割りに係る行政文書及び審査会が実施機関に対して行った調査に係る行政文書に記録された個人情報特定しなかった実施機関の判断には誤りがあるので、これらの行政文書に記録された個人情報特定し、改めて開示決定等を行うべきである。
 - (エ) なお、その他に、実施機関において、本件開示請求に係る個人情報記録された行政文書を保有していることをうかがわせるような特段の事情は見当たらない。
- (3) 不開示情報該当性について

実施機関が本件決定2において特定した本件文書2は、本件対象事案に係るものであり、これらの不開示情報該当性について、以下、検討する。

ア 本件文書2の構成について

本件決定2において、実施機関は前記4（4）イ（イ）のとおり、本件文書2を不開示としている。

実施機関の説明によれば、本件決定２において実施機関が不開示とした本件文書２は、答申案及び審査会における審議を円滑に進めるため審査会の事務局職員が作成した資料で構成され、さらに、当該資料は審査会が行う調査審議において、論点を整理するために用いる論点整理資料や参考資料等で構成されている。審議会が確認したところ、本件文書２は別表に掲げる４つの類型に分類することができるので、以下、当該類型に分けて検討する。

イ 別表の番号１の類型について

別表の番号１の類型に分類される行政文書は、審査請求人が平成〇〇年〇〇月〇〇日に行った自己情報開示請求に対する自己情報開示決定等で開示された行政文書と認められる。そうすると、審査請求人は本件開示請求の内容として、「以前に開示請求して開示実施を受けたものを全て除く」と記載をしているので、当該行政文書に記録されている個人情報、本件開示請求の対象ではないものと認められる。

ウ 別表の番号２の類型について

実施機関は、本件決定２において、本件文書２の全体を条例第１７条第６号に該当するとして不開示としているが、別表の番号２の類型に分類される行政文書は、本件決定１で開示決定した本件文書１に含まれていると認められる。

このような情報を開示したとしても、条例第１７条第６号の規定に該当するおそれがあるとは認められないため、当該行政文書に記録された個人情報については開示すべきである。

エ 別表の番号３の類型について

(ア) 審査会は、開示請求等に対する実施機関の決定について審査請求が行われた場合に、実施機関からの諮問を受け、第三者としての立場から当該決定の適法性・妥当性について調査審議を行い、実施機関に対して答申を行う合議制の機関である。

(イ) 別表の番号３の類型に分類される行政文書は、答申案や審査会の事務局職員が審査会における審議を円滑に進めるために論点の確認事項や審議の経過等をまとめ、また、法令等の解釈や参考となる事例等を説明するための資料であり、審議の方向性を推測し、又は審議途中のある時点までの審議内容を踏まえて、一定の観点から作成され、又は収集されるものである。その内容は、案件により大きく異なるところがあり、答申に至る前のある時点における議論の内容や考え方が詳細かつ具体的に記載されているが、さらなる検討やその後の修正を前提としたものである。

(ウ) 審査会では、別表の番号３の類型に分類される行政文書を用いて、自由かつ達な議論の後、審査会の判断として、答申を行うことになる

が、審査会における結論は全て答申に表されており、それに至る前の審議過程における未熟な内容であるこれらを明らかにすることにより、開示を受けた者において調査審議等に関する誤解や混乱を招き、その結果、審査会の答申に対する信頼を失わせるおそれが生じることは否定し難いといえる。

- (エ) よって、別表の番号 3 の類型に分類された行政文書に記録された個人情報、開示することにより、審査会の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、条例第 17 条第 6 号に該当するため不開示が相当である。

オ 別表の 4 の類型について

- (ア) 別表の 4 の類型に分類される行政文書は、審査会が本件対象事案の調査審議において、実施機関に提示を求めた行政文書部分開示決定に係る行政文書の写し（以下「本件審査会インカメラ資料」という。）と認められる。

- (イ) 平成 28 年改正前公開条例第 23 条第 1 項は、「審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、開示決定等に係る行政文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された行政文書の開示を求めることができない。」と規定する。その趣旨は、審査会に提示された行政文書は、まさにその開示決定等の当否を適切に判断できるようにすることを目的として提示されたものであるから、当該行政文書の開示決定がなされて実際に開示されるのでなければ、委員以外の者がこれを閲覧することは不適当であるからである。

審査会に提示された開示決定等に係る行政文書については、平成 28 年改正前公開条例第 23 条第 1 項の規定により、何人も、審査会に対し、その提示された行政文書の開示を請求することはできないが、その提示された行政文書に自己情報開示請求に係る個人情報記録されていない場合は、平成 28 年改正前公開条例第 23 条第 1 項を類推し、自己情報の開示を請求することはできないものと解するのが相当である。

なぜならば、本来、提示された行政文書の開示決定がなされて実際に開示されるのでなければ、委員以外の者がこれを閲覧することは適当でないのであって、審査会に提示された行政文書に開示請求者の個人情報記録されていない以上、開示を請求する手段が行政文書開示請求であるか自己情報開示請求であるかによって取扱いの違いを設けるべき理由はないからである。

- (ウ) 審議会で見分するに、本件審査会インカメラ資料は、審査請求人が行った、本件行政文書開示請求に対する、部分開示決定に係る行政文

書の写しであり、そのために、実施機関はその一式を本件開示請求で求める個人情報として特定したものと解される。

そこで、本件開示請求に対して審査情報課が保有する個人情報が記録された行政文書を実施機関が特定した本件審査会インカメラ資料として、その内容を見分したところ、そこに審査請求人の個人情報は記録されていないと認められる。

(エ) そうすると、前述のとおり、平成28年改正前公開条例第23条第1項の規定を類推し、審査会に対し、本件審査会インカメラ資料に記録された個人情報の開示を求めることはできないと解さざるを得ない。

(5) 結論

以上のことから、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

なお、審査請求人のその他の主張は、本件決定の適否に関する審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

6 審議会の処理経過

審議会の処理経過は、次のとおりである。

審 議 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成30年8月30日	諮問書（弁明書の写しを含む）の受理
平成30年9月20日	反論書等の写しの受理
令和2年9月24日	審議（令和2年度第4回第1部会）
令和2年11月26日	審議（令和2年度第6回第1部会）
令和2年12月24日	審議（令和2年度第7回第1部会）

千葉県個人情報保護審議会第1部会（五十音順）

氏 名	職 業 等	備 考
海野 朋子	千葉家庭裁判所家事調停委員	
川瀬 貴之	千葉大学大学院 社会科学研究院准教授	
土屋 俊	大学改革支援・学位授与機構 研究開発部特任教授	部会長
永嶋 久美子	弁護士	部会長職務代理者

別表

番号	類型	行政文書
1	開示決定等により審査請求人へ開示された行政文書の写し	行政文書開示請求書（平成〇〇年〇〇月〇〇日付け）
		行政文書不開示決定通知書（平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号）
		行政文書部分開示決定通知書（平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号）
		異議申立書（平成〇〇年〇〇月〇〇日付け）の写し
		理由説明書の提出について（平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号）
		意見書（平成〇〇年〇〇月〇〇日付け）
		異議申し立てに対する裁決について（諮問）（平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号）の写し
2	審査会が取得した行政文書のうち、審査請求人へ開示していない行政文書	答申書（平成〇〇年〇〇月〇〇日付け審第〇〇号・答申第〇〇号）の写し
3	審査会事務局が作成した資料	諮問の概要・要点を整理した資料
		答申案作成のための参考資料
		答申案
4	その他	審査会が実施機関に提示を求めた行政文書部分開示決定に係る行政文書